

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和2年1月21日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をいたします。

まず、1. 原子力規制委員会です。

(1) 第54回原子力規制委員会、議題は2つです。

議題1「国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正及びこれに対する意見募集の実施について」。こちらは原子力規制委員会が原子力施設に対して行う保障措置の査察活動に関するものです。

もう少し詳しく申し上げますと、いわゆる保障措置の査察活動は、原子力規制委員会が行う部分につきましては、原子力規制委員会規則で具体的内容が定められております。今回、国際原子力機関（IAEA）と調整した上で、査察活動の内容の見直しが行われることとなりました。そこで、関連する原子力規制委員会規則の改正案を委員会に報告するとともに、意見募集の実施について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題2「IRRSフォローアップミッションの状況」について。こちらは本日終了したIRRSフォローアップミッションの結果について、委員会に報告するものです。

続きまして、その下です。(3) 第56回原子力規制委員会 臨時会議、こちらは1月24日金曜日、10時半からとなります。議題は2つございます。

議題1「関西電力株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る事項に関する審査書案について(案)」。

こちらは関西電力・大飯発電所3号機、4号機の特定重大事故等対処施設の設置変更許可に関しまして、審査書の案の取りまとめと、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施について、委員会に諮るものです。

その下、議題2です。「原子力の安全に関する条約第8回検討会合に向けた事前質問への回答について(案)」。

こちらですが、いわゆる原子力安全条約は、その条約に基づく義務を履行した措置を3年に一度報告することを締約国に求めています。その日本の国別報告書につきましては、昨年7月10日の原子力規制委員会で事務局に提出する了承

を得ております。

そして、日本を含む各国の国別報告につきましては、同じく3年に1回開催される検討会合で、それぞれ各国からレビューを受けることとされています。その検討会合に先立って、各締約国はほかの国の国別報告について質問を事前に提出し、また、質問を受けた各国は事前に回答することとなっております。

今回の議題2ですが、本年3月に開催される第8回検討会合に向けて、日本に対して提出された質問への回答を検討し、決定するものであります。

いずれもこちらは非公開とさせていただきます。

続きまして、一番下になります。(5) 第58回原子力規制委員会 臨時会議、こちらは1月29日木曜日^{*}の17時半からとなります。いわゆるCEOとの意見交換でして、今回は日本原電との意見交換となるものです。前は平成30年1月24日で行いました。

原子力規制委員会の関係は以上となります。

続きまして、2の審査会合です。2ページ目は飛ばさせていただきます、3ページ目をお願いいたします。

一番上です。1月23日木曜日、(6) 第825回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは中国電力・島根原子力発電所2号機の設置変更許可に関しまして、原子炉格納容器の耐津波設計方針について、平成27年当時の会合のコメント回答を受けるとともに、今回、改めて概要説明を受けるものです。

続きまして、1枚おめくりください。4ページ目に参ります。

一番上です。1月27日月曜日、(11) 第331回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは議題が4つございます。

一番上は議題1ですが、京都大学の臨界実験装置 (KUCA) の設置変更承認に関しまして、炉心の核計算や事故解析についての9月から12月までの会合のコメント回答を受けるものです。

議題2は、日本原子力研究開発機構 (JAEA) の定常臨界実験装置 (STACY) の設置変更許可に関しまして、同じJAEAの軽水臨界実験装置 (TCA) の使用済燃料をSTACYで貯蔵することになりましたので、それに伴う昨年12月25日の変更申請の概要説明を受けるものです。

議題の3つ目となります。これもJAEAの研究用原子炉 (JRR-3)、この設計・工事方法認可に関しまして、炉心本体の耐震設計についての昨年8月8日の認可申請の概要説明を受けるものです。

続きまして、議題の4つ目となります。JAEAのこちらも原子力科学研究所における放射性廃棄物廃棄施設の保安規定変更認可に関しまして、長期保管されているドラム缶の健全性確認を行うことについての昨年12月26日の補正申請の概要説明を受けるものです。

私からの説明は以上となります。

^{*} 正しくは「水曜日」

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いします。

質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

明日の議題1なのですけれども、保障措置のやり方をIAEAと協議して変えるということなのですが、もうちょっと具体的に教えていただけないでしょうか。

○児嶋総務課長 保障措置ですが、従来は各施設ごとに査察活動を行うという整理になっております。結果的には、それぞれの施設に対して何回査察活動が無通告で受けるかというのが規則に書いておりました。そこを少し柔軟に対応するというので、国全体で必要なところには必要な回数をやるけれども、必ずしも必要でないところは少し回数を減らすことができるように、国別の査察活動という単位になるのだそうです。

結果としては何が起きるかという、個々の施設に関して査察活動を何回行わなければならないという規定が、上限としてはおおむねこれぐらいという形で少し回数が緩くなったり、または、場合によっては、必要に応じてそれよりも増えることができると。やや回数が柔軟に変われるような内容になるなど、多々細かいところが変わるようございませう。ただ、一番大きなところは、回数を変更するところです。

○記者 原子力施設ごとに、査察を重点化しなければならない部分と、一定程度安定化しているから査察を減らしてもいいということの差別化を図るという解釈でよろしいでしょうか。

○児嶋総務課長 そのとおりです。

○司会 ほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。フクチさん。

○記者 朝日新聞のフクチです。

今の質問の関連でなのですけれども、この見直しの背景にあるのは、具体的に重点的な施設が出てきたからなのか、あるいは制度設計として国際的にそういう潮流があって、IAEAからそういう話が出てきたとか、そういったことなのか、どちらになるのでしょうか。

○児嶋総務課長 今の御質問については、後者になります。IAEAのほうから、査察活動について、ある程度合理的に行いたいという検討が世界的に今なされているのだそうです。その一環で、日本に関してもこのような形で見直すことになったそうです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。フクオカさん。

○記者 日本経済新聞のフクオカと申します。

三菱電機でサイバー攻撃による情報漏えいが、昨日三菱電機から公表されているのですけれども、一部報道で原子力規制委員会に関する情報もサイバー攻撃の対象となったというものがあるのですけれども、これに関連して、規制委員会のほうで把握されていることがあれば、教えてください。

- 児嶋総務課長 規制委員会に関して情報流出はないと三菱電機から回答を受けております。それ以外に関しては、我々のほうで特段情報流出に関して情報は得ておりません。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—